①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)
②名称	Attorney General's Chambers/ **Brunei Intellectual Property Office (BruIPO)**
③所在地	The Law Building Jalan Raja Isteri Pengiran Anak Saleha Bandar Seri Begawan BS 8511 Brunei Darussalam
④連絡先	(電話) (673) 222 59 19 (FAX) (673) 238 0545 (E-mail) enquiries@bruipo.gov.bn (internet) http://www.bruipo.gov.bn/SitePages/Home.aspx
⑤組織の長	**Head and Deputy Registrar: Mrs. Norazizah Jaafar**
⑥沿革	(1) ブルネイにおける知財制度は、1997 年に特許法、1999 年に商標法及び意匠法が制定された。 (a) 特許法は 1997 年法律第 S33 号(Cap. 72)により発明法が 1999 年に緊急特許令が制定され施行された。 (b) 商標法は 1999 年法律第 S58 号により制定され、2000 年 6 月 1 日に施行された。 (c) 意匠法は 1999 年法律第 S83(3)号により緊急(意匠)令が制定され、2000 年 1 月 29 日に施行された。 (2) ブルネイにおける特許法は、2011 年に特許令の改正が行われ、2012 年 1 月 29 日から施行された。 (3) ブルネイにおいては 2013 年に組織の改組がが行われ、特許、意匠及び商標が 1 つの部署において取扱われることに組織変更が行われた。
⑦所管	特許、意匠、商標、著作権、半導体集積回路の保護

⑩加盟条約

WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フイルム登録	マドリッド (原産地表示)
1994/4/21	2006/8/30			
ナイロビ (オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ
	2012/2/17			
シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT (実演及びレコード)
			2017/5/2	2017/5/2
ブダペスト	ヘーグ			リスボン
	ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト	
2012/7/24			2013/12/24	
マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース
	2017/1/6	2012/7/24		
ストラスブール	ウィーン	WTO		
		1995/1/1		

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)					
⑪統計データ	出願件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	139	155		155
		(内　外国出願)	137	155		155
		(内日本から)	9	15		15
		(内　PCT ルート)	131	149		149
	意匠	全数	42	89	130	89
		(内　外国出願)	42	89	130	89
		(内日本から)	3	1		1
	商標	全数	1,891	1,710	1,720	1,709
		(内　外国出願)	1,792	1,596	1,576	1,595
		(内日本から)	128	83	49	83
	登録件数		2020 年	2021 年	2022 年	2023 年
	特許	全数	31	60	45	60
		(内　外国出願)	31	59	45	59
		(内日本から)	6	1	3	1
		(内　PCT ルート)	31	59	32	59
	意匠	全数	29	75	122	75
		(内　外国出願)	29	75	122	75
		(内日本から)	2	1		1
	商標	全数	1,728	1,747	1,637	1,747
		(内　外国出願)	1,695	1,681	1,581	1,681
		(内日本から)	107	134	75	134
	(出典)： WIPO IP Statistics					

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)

⑫　組　　織

<組織図>　Brunei Intellectual Property Office (BruneiIPO)は、The Brunei Economic Development Board (BEDB) の下部組織である。

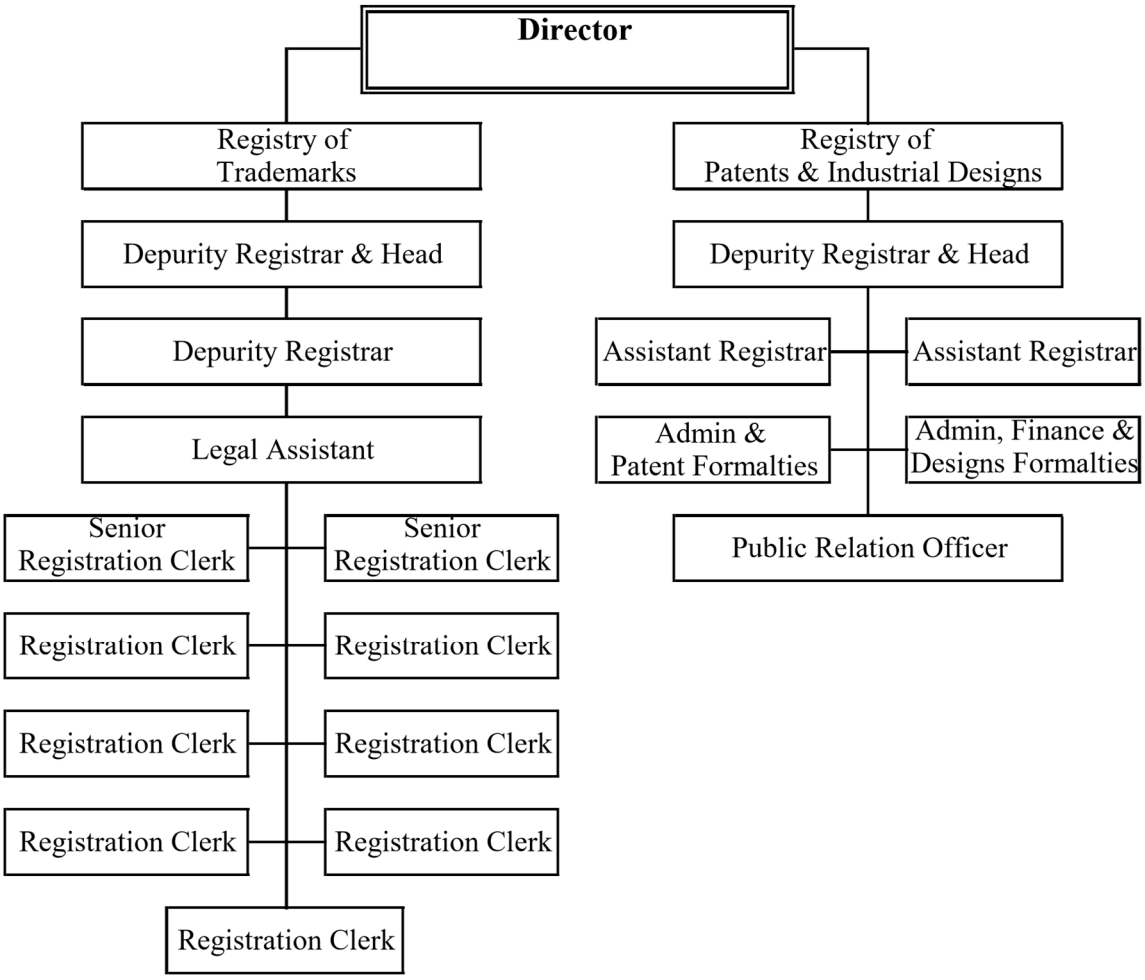

(出典)：Brunei Intellectual Property Office (BruneiIPO)
www.brunei-patents.com.bn/index.php/about-us/organisation

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2012 年 1 月 1 日施行　(2011 年改正特許令) (注) 2011 年改正特許令の施行にともなって、従前の 1999 年緊急特許令及び発明法(Chapter 72)は廃止された。
	③地理的効力の範囲	ブルネイ国内のみ。
	④他国制度との関係	・2011 年特許令の施行にともなって次の経過規定が規定されている。 ・2011 年特許令の施行日前に英国、シンガポール又はマレーシアにおいて特許出願が行われており、また当該出願が施行日において係属中である場合は、出願人は当該出願に基づく特許の付与日から 12 月の期間内に登録証を申請することができ、この申請により登録証を取得できることが規定されている。　(特許法第 115 条(3))
	⑤出願人資格	発明者及びその承継人(自然人、法人)。 (特許法第 19 条(1)、(2)、第 42 条)
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者の出願人は、ブルネイ国内における送達宛先を指定することを要し、このためにブルネイ国内の代理人を選任しなければならない。 (特許法規則第 35 条)
	⑦出願言語	公用語（マレー語)、英語。(特許法第 29 条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から 20 年。特許権の効力は付与証明書の交付日に発効。(特許法第 35 条(1))この存続期間は、特許の主題に医薬品の有効成分である物質を含み、有効成分として当該物質を使用する医薬品の販売許可取得手続きにより特許を実施する不当に短縮された場合で、販売許可の申請日と販売許可の取得日との間の間隔が 2 年を超える場合には、申請により次の期間のうち最も短い期間延長することができる。(特許法第 36 条(1)) (1) 販売許可の付与証明書の交付日と販売許可の取得日との間の期間 (2) 上記の間隔が不燃を超える期間 (3) 5 年の期間。
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。(特許法第 14 条(2))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。期間は開示日から 12 月。 (1) 発明者又は発明者が密かに発明を明かした者による不法又は背信行為に起因又はその結果として入手した発明の開示。 (2) 発明者又は発明を発明者から入手した者若しくは発明者から発明を得た他人から密かに発明を得た者により行われた発明の開示。 (3) 発明者が国際博覧会における展示に起因する発明の開示。 (4) 発明者が自ら又はその同意を得て若しくはその代理として他人が学会で発表した論文、又は発明者が同意を得て学会の公報で公表された論文において発明者が発明について説明したことに起因する又はその結果として生じた発明の開示。 (特許法第 14 条(4))
	⑪非特許対象	次の事項が規定されている。　(特許法第 13 条(2)) ・公表又は実施することが、不快な、不道徳的な又は反社会的な行動を助長すると予想される発明。
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。方式要件のみが審査され、方式要件を満たしている特許が付与される。(特許法第 29 条(1)、第 30 条(1)、第 34 条(1))
	⑬審査請求制度の有無	無。(特許法第 29 条(1)、第 30 条(1)、第 34 条(1))
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は、方式審査を満たしているときは、登録され公報により公告（公開）される。 (特許法第 29 条(1)、第 30 条(1)、第 34 条(1))
	⑯異議申立制度の有無	無。(特許法第 29 条(1)、第 30 条(1)、第 34 条(1)、第 77 条(1))

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)	
	⑰無効審判制度の有無	有。特許発明が特許を受けるべきではない発明であるときは、何人も特許の無効を特許庁に請求することができる。　(特許法第 77 条(1))
	⑱実施義務	無。
	⑲費用単位 BN$(ﾌﾞﾙﾈｲ･ﾄﾞﾙ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料　140 BN$
		登録料　200 BN$(25 クレームまで)
		20 BN$(25 クレーム超の各クレームにつき)
		[特許権の維持に掛かる費用]
		年金
		5 年～　7 年次　160 BN$(各年)
		8 年～ 10 年次　270 BN$(各年)
		11 年～ 13 年次　350 BN$(各年)
		14 年～ 16 年次　450 BN$(各年)
		17 年～ 19 年次　550 BN$(各年)
		20 年次　650 BN$
		21 年次以降　950 BN$(各年)
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCT における国内料金減額措置の有無	無(ブルネイは、PCT には未加盟)

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2000年1月29日施行（1999年緊急(意匠)令）
	③地理的効力の範囲	ブルネイ国内のみ(大陸棚を含む)。(意匠法第1条(3)、(4))
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者及び承継人(自然人、法人)。(意匠法第8条(1)、第32条(1))
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者の出願人は、ブルネイ国内における送達宛先を指定することを要し、従ってブルネイ国内の代理人を選任しなければならない。 (意匠法第15条(1)、(2))
	⑦出願言語	公用語（マレー語)、英語。(意匠法規則56)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年。5年ずつ2回更新できる(最長15年)。 (意匠法第29条(1)、(2))
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。(意匠法第9条(2))
	⑩ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	有。次の事項が規定されている。 (1) 意匠の所有者、又は所有者以外の者による善意に反する意匠の開示。この場合、期間は開示日から12月。 (2) 登録を求める織物意匠の意匠に付された商品の最初の内密の意匠の開示。この場合、期間の制限はない。 (3) 意匠の表示見本又は意匠が適用されている物品の公認の国際博覧会における意匠所有者の承諾のもとにおける展示による開示。この場合、意匠登録出願を博覧会の開会後6月以内に行っていることが必要。 (意匠法第12条)
	⑪不登録対象	次の事項が規定されている。 (1) 意匠は、当該意匠の物品の外観が重要でない場合は登録することができない。 (2) 意匠は、当該意匠の公開又は使用が公序良俗に反する場合には登録することができない。　(意匠法第10条、第11条)
	⑫実体審査の有無	無。意匠登録出願は、出願日が付与された後、方式要件を満たしているか否かについての審査が行われ、方式要件を満たしていると登録され、公報により公告される。 審査は、意匠登録出願の実体については行われていない（意匠法第25条～第27条)。
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。2又はそれ以上の意匠が同一の意匠分類、又は同一の組物に係るときは、同一の登録出願とすることができる。(第15条(6))
	⑱意匠分類	国際分類を使用している。(意匠法規則24)
	⑲出願公開制度の有無	無。(意匠法第25条、第26条(1))
	⑳秘密意匠制度の有無	有。出願人の請求により、意匠登録出願の登録及び意匠の公告を、出願日又は優先権が主張されている場合には優先日から12月を超えない期間内において延期することができる。　(意匠法第26条(2)～(5))
	㉑異議申立制度の有無	無。(意匠法第25条、第26条、第45条)
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度ではないが、意匠の無効は、何人も裁判所に提訴して請求することができる。　(意匠法第45条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)	
	㉔費用単位 BN$ (ﾌﾞﾙﾈｲ･ﾄﾞﾙ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料　300 BN$(1 意匠)
		300 BN$(1 意匠)　200 BN$(2 超の各意匠)
		公告料　500 BN$
		[意匠権の維持に掛かる費用]
		権利期間更新料
		1 回目の 5 年の更新　500 BN$
		2 回目の 5 年の更新　700 BN$
	㉕料金減免措置の有無	無。

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2000 年 6 月 1 日施行（2000 年改正第 98 章の商標法(CAP. 98)）
	③地理的効力の範囲	ブルネイ国内のみ(大陸棚を含む)。(商標法第 1 条(3))
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商品、サービスマーク、証明標章、団体商標。(商標法第 4 条)
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、立体商標、結合商標、色彩商標。
	⑦出願人資格	標章を使用しているか、又はその使用を考えている標章の所有者(自然人、法人)。(商標法第 33 条(3)
	⑧権利付与の原則	先願主義。(商標法第 8 条(1)、同法第 9 条(1))
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外居住者はブルネイ国内における送達宛先を指定する必要があり、従って従ってブルネイ国内に居住の代理人を選任しなければならない。(商標法規則第 9 条)
	⑪出願言語	公用語（マレー語)、英語。(商標法規則第 20 条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日(登録商標は出願日に登録されたものとみなされる)から 10 年。更に 10 年ずつ更新することができる。 (商標法第 43 条、同法第 41 条(3))
	⑬ｸﾞﾚｰｽﾋﾟﾘｵﾄﾞ	次の事項が規定されている。期間は開示日から 6 月。 ・標章登録出願人が、国際博覧会において当該標章を付した商品又は当該標章の下に提供されるサービスを展示したときは、当該天使日から 6 月以内に当該標章の登録を出願した者は、同人の請求により、当該日に登録出願をしたとみなされる。(商標法第 37 条)
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。（商標法第 6 条、第 7 条） (1) その使用が誤認又は混同を生じるおそれがある標章 (2) その使用が法律又は道徳に反するような標章 (3) 中傷的な事柄からなるか又はそれを含む標章 (4) 明示、黙示又は推定による信託通知 (5) 善意の同時使用の場合を除き、同一の商品又は同一の特徴を有する商品について、第三者により既に登録されている商標と同一の又は誤認を生じる程度に類似している標章 (6) 次のものによって構成されているか又はそれを含んでいるもの (a) ブルネイの記章、紋章及び王位象徴品の表示 (b) 王冠、王旗若しくはそれ以外の王室旗、又はそれらに紛らわしい模造 (c) 国王又は王室の一員の表示、又はそれらに紛らわしい模造 (d) 語、文字又は図柄であって、出願人が王室の保護又は強化を受けているものと人々に誤認させるおそれがあるもの (e) 名勝又は事物であって、記章及び名勝法に規定されている指定名称又は指定記章であるもの、又はそれらに紛らわしい模造。
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。周知商標を登録して保護する制度はないが、パリ条約に基づき周知商標はその登録が防止され、保護される。　(商標法第 54 条)
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。(商標法第 38 条、第 39 条(1))
	⑲審査請求制度の有無	無。(商標法第 38 条、第 39 条(1))
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。

①国名	Brunei Darussalam (BN) (ブルネイ・ダルサラーム国)	
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願が受理された後、公報に公告(公開)される。(商標法第 39 条(1))
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も出願の公告の日から 3 月以内に異議申立を行なうことができる。(商標法第 39 条、規則第 29 条(1))
	㉓無効審判制度の有無	有。商標の無効は、特許庁又は裁判所に請求することができる。この無効の請求は、当該商標の登録から 5 年以内に行う必要がある。 (商標法第 48 条(1)～(6))
	㉔不使用取消制度の有無	有。商標は、登録手続きの完了後、5 年の期間内においてブルネイにおいて真正の使用がされておらず、又は使用の意思がなかった場合は取消の対象となる。(商標法第 47 条(1))
	㉕商標分類	国際分類（ニース分類/第 7 版）を採用している。(ニース協定には未加盟)。(商標法規則第 19 条(1)～(3))
	㉖図形要素の分類	無。
	㉗譲渡要件	無。商標は営業の譲渡とは関係なく譲渡できる。 (商標法第 25 条（1）)
	㉘費用単位 BN$ (ﾌﾞﾙﾈｲ･ﾄﾞﾙ)	[出願から登録までに掛かる費用]
		出願料　150 BN$(1 分類)　150 BN$(1 超の各分類につき)
		公告料　150 BN$
		[商標権の維持に掛かる費用]
		権利期間更新料　200 BN$
	㉙料金減免措置の有無	無。